

加盟分担金及び個人登録料等徴収規程

[目的]

第1条 本規程は、本会運営のために必要な経費を賄うため各団体から徴収する加盟分担金、及び個人登録料について定めることを目的とする。

[加盟分担金及び個人登録料等]

第2条 各団体は毎年度当初に以下の金額を本会に納入する。

- | | |
|------------------------------|------------|
| (1) 加盟分担金 (所属メンバー10名まで) | 年間 5,000円 |
| (2) 加盟分担金 (所属メンバー11名以上20名以下) | 年間 8,000円 |
| (3) 加盟分担金 (所属メンバー21名以上) | 年間 12,000円 |
| (4) 個人登録料 (各クラブ所属のメンバー一人につき) | 年間 1,500円 |
- 但し、高校生以下のメンバーで県への登録を要しない者は年間1,000円とする。

運営活動費支給規程

[目的]

第1条 本規程は協会役員の機関運営および活動の労に報いるために支給する活動費について定める。

[対象者および活動費]

第2条 活動費の支給対象および金額は次のとおりとする。

- | | |
|---|------------|
| (1) 協会長 | 年間 20,000円 |
| (2) 事務局 | 年間 10,000円 |
| (3) 事務局補佐 (那須塩原市スポーツ協会、並びに那須塩原市教育委員会の窓口業務を除く) | 年間 10,000円 |
| (4) 会計 | 年間 10,000円 |
| (5) 指導員 | 年間 5,000円 |

第3条 交通費・宿泊費について金額は次のとおりとする。ただし、会合等の主催団体から交通費・宿泊費が別途支給される場合には本会からの支給は無いものとする。

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 宇都宮 (60km以上) | 3,000円/回 |
| (2) 大田原 (59km以下) | 1,000円/回 |
| (3) 宿泊費 | 4,000円/泊 |
| (4) 交通機関使用 | 実費 (会長承認のもの) |

第4条 本会は(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(テニス)の資格取得費用について、総会の承認を得て助成金を支給できる。